

【自家発電装置の新設工事の公告】

当施設では停電時にエレベーター、医療機器、空調設備等を稼働することができる規模の自家発電装置を設置を予定しております

入札に必要な書類の提出期限及び提出場所は電話（011-898-5580）担当：事務 伊藤までご確認ください。

（入札及び開札の日時及び場所）

日時：令和1年7月8日（月）

場所：厚別老人保健施設ディ・グリュエネン

住所：札幌市厚別区厚別町下野幌 38 番 18

※入札の参加資格は下記のとおりです。

（一般競争入札に係る参加資格）

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②札幌市競争入札参加資格者として、一般競争入札に付する対象工事と同種の工種等（「様式集 別表2」）について登録していること。
- ③札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④会社更生法による更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑤札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。
 - (1)役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - (2)暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (3)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (5)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑥監理技術者、又は主任技術者を配置できること。また、申請者との間に3ヶ月以上の雇用関係にあること。（工事請負契約の場合）
- ⑦現場代理人を当該工事現場に常駐させることができること。（工事請負契約の場合）
- ⑧対象工事の設計業務等の受託者でないこと。（工事請負契約の場合）
- ⑨設計業務等の受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。（工事請負契約の場合）
- ⑩代表権を有する役員が設計業務等の受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。（工事請負契約の場合）
- ⑪社会福祉法人等の理事等と業者間に特別の利害関係（租税特別措置法施行令第25条の1第6項第1号に規定する親族等の関係にある者をいう。）がないこと。
- ⑫次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと（特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

※資本関係

- (1)親会社と子会社の関係にある場合
- (2)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※人的関係

- (1)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (2)一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

以上